

災害時等における市内保育施設等の臨時休園等のガイドライン

1 目的

台風・豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）の平常時の保育を継続できない状態において、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、市内の保育施設等の開所や臨時休園等の対応について、ガイドラインを定めます。

2 市民がとるべき行動

市から発令される避難情報の警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で避難行動をとるべきとなっています。

警戒レベル	市からの避難情報等	避難行動等
警戒レベル5	緊急安全確保 (市が発令)	既に災害が発生している可能性が極めて高い状況です。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉		
警戒レベル4 【危険な場所から 全員避難】	避難指示 (市が発令)	危険な場所からの避難が必要です。
警戒レベル3 【危険な場所から 高齢者等は避難】	高齢者等避難 (市が発令)	<u>ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等</u> は危険な場所からの避難が必要です。
警戒レベル2	大雨、洪水、高潮 レベル2 注意報 (気象庁が発表)	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁が発表)	最新の防災気象情報に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

3 臨時休園等の取扱いについて

2の表を踏まえ、保育施設等の所在地において、大川市から「警戒レベル3以上（避難情報等）」が発令された場合の対応を次のとおりとします。（発令対象地区に所在する保育施設等を対象とします。）

本市では、様々な情報をもとに避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が同時に発令されるわけではありません。

警戒レベル（避難情報等）の発令状況等については、「ふくおか防災ナビ まもるくん」や大川市公式LINE等を参照してください。

（1）「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル （避難情報等）	保育施設等の対応	左の対応をとるべき保育施設等
警戒レベル3 （高齢者等避難） 警戒レベル4 （避難指示） 警戒レベル5 （緊急安全確保）	・当該日は休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。	発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等

※開園前に発令が解除されても、しばらくは避難が差し迫った状況にあるため、当該日は休園とします。

（2）「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル （避難情報等）	保育施設等の対応	左の対応をとるべき保育施設等
警戒レベル3 （高齢者等避難） 警戒レベル4 （避難指示） 警戒レベル5 （緊急安全確保）	・原則、予め保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ、「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。	発令対象地区に所在する保育園・認定こども園等

※災害対応については、園の施設や立地条件等によって状況が異なることから、警戒レベルの発令によらずとも、各施設の状況により臨時休園や保育の縮小などの対応もありえます。

4 保護者及び職員への周知等

- ・市は文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者周知を行います。
- ・保育施設等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適宜、保護者への周知に努めるものとします。
- ・保育施設等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとします。

5 保護者の皆さまへのお願い

- ・保育所等から「臨時休園」及び「保育の短縮」等の連絡があった場合は、安全を確保しながら、家庭保育や速やかに送迎を行うなど対応をお願いします。
- ・気象情報をはじめ大川市からの災害情報や保育所等からの情報の把握に努めてください。
- ・園に電子メールや電話番号等を伝え、緊急時の連絡等がとれるように努めてください。連絡先の変更があった場合には速やかに保育所等へお伝えください。
- ・園からの臨時休園等の連絡がなくても、自宅周辺において危険を感じたときは、無理に登園や送迎を行わず、安全な場所で待機するなどの対応をお願いします。